

新 旧 対 照 表

下線部は、変更箇所

u003cbru003e

変 更 後	変 更 前								
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>								
<p>第13条</p>	<p>第13条</p>								
<p>(<u>水稻うるち玄米</u>)</p>	<p>(水稻うるち玄米)</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 379 387 432">道府県</td> <td data-bbox="387 379 1115 432">品種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 432 387 485">静岡県</td> <td data-bbox="387 432 1115 485"><u>あきたこまち</u> 歡喜の風 はいごころ</td> </tr> </table>	道府県	品種	静岡県	<u>あきたこまち</u> 歡喜の風 はいごころ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 379 1411 432">道府県</td> <td data-bbox="1411 379 2150 432">品種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 432 1411 485">静岡県</td> <td data-bbox="1411 432 2150 485"></td> </tr> </table>	道府県	品種	静岡県	
道府県	品種								
静岡県	<u>あきたこまち</u> 歡喜の風 はいごころ								
道府県	品種								
静岡県									
<p>(<u>水稻もち玄米</u>)</p>	<p>なお、上記事項を設定(変更を含む。)した場合、速やかにホームページ等に掲載するとともに、静岡県知事に報告するものとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 533 387 585">道府県</td> <td data-bbox="387 533 1115 585">品種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 585 387 638">静岡県</td> <td data-bbox="387 585 1115 638"><u>葵美人</u></td> </tr> </table>	道府県	品種	静岡県	<u>葵美人</u>	<p>(省略)</p>				
道府県	品種								
静岡県	<u>葵美人</u>								
<p>(<u>普通小麦</u>)</p>	<p>(農産物検査の業務の実施方法)</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 686 387 738">道府県</td> <td data-bbox="387 686 1115 738">品種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 738 387 791">静岡県</td> <td data-bbox="387 738 1115 791"><u>きぬあかり</u> 農林61号</td> </tr> </table>	道府県	品種	静岡県	<u>きぬあかり</u> 農林61号	<p>第17条 農産物検査員は、規則第16条に規定する機械器具その他の設備</p>				
道府県	品種								
静岡県	<u>きぬあかり</u> 農林61号								
<p>なお、上記事項を設定(変更を含む。)した場合、速やかにホームページ等に掲載するとともに、静岡県知事に報告するものとする。</p>	<p>(第35条において「機械器具等」という。)を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。</p>								
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>								
<p>(農産物検査の業務の実施方法)</p>	<p>(機械器具等の点検)</p>								
<p>第17条 農産物検査員は、<u>検査場所の環境が第35条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で</u>、規則第16条に規定する機械器具その他の設備(第35条において「機械器具等」という。)を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。</p>	<p>第35条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。ただし、計量器の保守点検は、2年に一度の計量法の検査を受けることにより実施する。</p>								
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>								
<p>(<u>機械器具等及び検査場所</u>の点検)</p>	<p>附則</p>								
<p>第35条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。ただし、計量器の保守点検は、2年に一度</p>	<p>1 この規程は、農林水産大臣の登録を受けた日から効力を生じる。</p>								
<p></p>	<p>2 この規程の変更は、平成17年8月23日から適用する。</p>								

の計量法の検査を受けることにより実施する。

2 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持管理されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

一 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合施設の担当部局が環境点検を定期的実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

（省略）

別記様式

（環境点検実施状況確認簿）

附則

- 1 この規程の変更は、平成17年8月23日から適用する。
- 2 この規程の変更は、平成23年10月1日から適用する。
- 3 この規程の変更は、平成25年2月22日から適用する。

3 この規程の変更は、平成23年10月1日から適用する。

4 この規程の変更は、平成25年2月22日から適用する。

5 この規程の変更は、平成25年10月25日から適用する。

6 この規程の変更は、平成28年2月25日から適用する。

7 この規程の変更は、平成28年4月27日から適用する。

8 この規程の変更は、平成28年8月29日から適用する。

<p><u>4</u> この規程の変更は、平成25年10月25日から適用する。</p> <p><u>5</u> この規程の変更は、平成28年 2月25日から適用する。</p> <p><u>6</u> この規程の変更は、平成28年 4月27日から適用する。</p> <p><u>7</u> この規程の変更は、平成28年 8月29日から適用する。</p> <p><u>8</u> この規程の変更は、平成30年 7月24日から適用する。</p>	
---	--